



韓国の高等教育の漸進的無償化関連法制整備及び特徴（Ⅱ）

高, 鐫
金, 仙玉(翻訳)

(Citation)

高等教育無償化に係る法制と諸方策 : 前韓国教育行政学会会長／元大韓教育法学会会長コ ジョ
ン教授の論考をもとにした対話

(Issue Date)

2022-07-30

(Resource Type)

conference object

(Version)

Accepted Manuscript

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009634>



韓国の高等教育の漸進的無償化関連法制整備及び特徴（Ⅱ）

高 鏞 (Ko, Jeon)

(韓国 国立済州大学 副総長、元大韓教育法学会会長、前韓国教育行政学会会長)

I. 概観：韓国の無償教育

1. 法的根拠：高等教育は選択教育&有償教育

- 無償教育範囲に関する通説：無償教育法定説（教科書代金及び授業料免除）
 - －多数説：無償範囲法定説（国及び地方自治体の財政考慮）
 - －少数説：修学費無償説（非現実的）
 - －韓国憲法裁判所「必修無償費用」（授業料、入学金、学校人件費及び施設維持費、新規設備投資費）
 - －無償範囲は小学校、中学校（段階的实施に対する憲法裁判の結果は合憲決定）
 - －幼稚園（3-5歳）、保育園（1-5歳）入学前3年間無償教育（月25,000円）幼稚園・保育機関
 - －高等学校は義務教育ではないが無償教育（授業料、教科書）全面实施（2021年）
 - －無償教育費用は国家及び地方自治団体が費用分担
- 小結：韓国は義務教育である小・中学校の無償教育+幼稚園及び高等学校の無償教育実施
 - －しかし、保護者の無償教育に対する体感度は低い（塾代等の私教育費負担過重）
 - －韓国人の教育熱は良い大学進学に帰結される。したがって、最終目標は大学無償教育

2. 大学学費凍結政策→地方大学危機論→大学無償教育法案の国会提出

- 国会に係留中の法律案－地方大学及び地域均衡人材育成法改正案（2020.8.18）
 - －2020年、与党の国会委員パク・ワンジュ等10人が提案
 - －提案理由：これまでの地方大学の競争力強化対策が実効性を得られなかったので特段の対策が必要
 - －地方大学の無償教育提案：学費及びその他の納付金（通称：登録金）を国又は自治体が負担
 - －国立大学の無償化運動は釜山大学教授会が「100万電子署名運動」（2019.3）を展開
 - 全国国公立大学教授会連合会も国立大学の無償化運動支持
 - －評価：一部では私立大学との公平性問題を提起。共感するが莫大な国の予算確保が鍵
- 地方大学及び地域均衡人材育成に関する法律制定（2014.1.28制定、2014.7.29施行）
 - ◇略称「地方大学育成法」制定理由
 - －地方大学卒業生の就職難、地方大学の劣悪な教育環境による地方大学の競争力低下
 - －首都圏大学と地方大学との不公平な競争構図、大学間の垂直的序列構造による地域間の不均衡問題

- 地方の優秀な人材流出による地域産業の衰退、働き口がなくて人材が流出される悪循環
- 地方大学の総合的な支援計画を策定し、地域人材を育成する法的根拠整備

◇主な内容

- 国及び地方自治団体は総合計画を策定・施行及び財政的支援計画の整備義務（第3条）
- 教育部長官は地方大学及び地域均衡人材育成支援に関する基本計画を5年毎に策定（第5条）
- 教育部長官所属の地方大学及び地域均衡人材育成の支援委員会を設置（第8条）
- 公務員のうち、地域人材を一定の割合以上確保するために施行計画を策定し、国会に結果を報告（第12条）
- 公共機関及び常時300人以上の勤労者を雇用する企業は新規職員採用時、地域人材を一定の割合以上採用義務（第13条）
- 医大、韓医大、歯大、法学専門大学院の入試において地域の学校出身者を一定の割合以上募集義務（第15条）
- 教育部長官は、地方大学の特性化、地方大学の行政的・財政的支援可能（第17条）
- 長官及び市・道知事は政策又は法令が地域均衡人材の雇用等に及ぼす影響の評価義務（第20条）

■地方大学及び地域均衡人材育成法及び施行令改正（2021.9.24 施行）

◇医学・薬学系列：法学専門大学院の定員のうち、首都圏外地域の中・高校卒業者の一定比率割当

- 忠清、全羅、大邱、慶北、釜山、蔚山、慶南 ①医大、韓医大、歯大：学生の最初入学比率40%
 - ②法学専門大学院：15% ③看護大学：30%
- 江原及び済州 ①医大、韓医大、歯大：20% ②法学専門大学院：江原10% 済州5%
 - ③看護大学：15%

—評価：人気学科への学習の機会均等化にはある程度寄与。しかし、残りの卒業生は大都市へ進出

◇国民基礎生活保障法の受給者、次上位階層（所得が最低生計費の120%以下かつ公的扶助制度である国民基礎生活保障制度の給付対象から除外された所得階層）、ひとり親家族支援法対象者等の入学割当

—国民基礎生活保障法受給者の子：1名/50名募集、2名/51—100、5名/200名

—評価：経済的弱者の学習機会提供にはある程度寄与。しかし、限定的な優遇と青年失業で反感

3. COVID—19 非対面状況における授業方式及び学費返還運動への対応（法改正）

■COVID—19 状況下に教育部の学資金支援対策発表

- 養育部はコロナ19で経済的に困窮している学生に対する学資金支援対策発表（2020.4.26）
- 貸与金利を追加引き下げ（1学期0.2%p引下げ⇒2学期0.15%p引下げ）
- 評価：経済的に困窮している学生に対する高等教育の機会拡大にはある程度寄与。しかし、青年失業問題と連動して新卒者に債務負担をかけるという批判

■COVID—19 非対面授業に対する学生の学費返還運動の展開

- 2020年5月から起こり、7月1日に「学費返還運動本部」結成（不当利益、学習権侵害）
- 教育部は大学の自律的判断に委ねた（一部大学は奨学金（30万ウォン前後）名目で支給）
- 評価：非対面授業の管理改善には効果。しかし、学費は凍結される水準に帰結

■大学学費策定合理化のための高等教育法改正（2020.10.20/2021.4.21 施行）

- 学費の策定過程において学生たちの意見が十分に反映されていないという指摘
（教職員が占める構成比率が高く、学校側が専門家の選任権限を有していることへの不満）
- コロナ19による大学生の学費返還要求に対する根拠条項が必要
- コロナ19による遠隔授業に対する法的根拠、授業方法、出席日数、評価基準が定めておらず混乱を招いている。

—改正内容：

- ① 国及び地方自治体は災害等の急激な教育環境の変化において、教育の質管理のために必要な財源補助、支援することができる（第7条第1項）。
- ② 学費審議委員会の構成単位別上限を策定、専門家を選任する際には学生代表と協議（第11条第3項）。
- ③ 災害時は学費の減額・免除が可能。その規模は学費審議委員会で論議（第4、7項新設）。
- ④ 学校の授業類型に遠隔授業を明示する（第22条第1項）。
- ⑤ 災害時は昼間授業、夜間授業、集中講義を遠隔授業で代替できる（第22条第2項新設）。

【高等教育法第 11 条（学費及び学費審議委員会）改正】

①学校は授業料とその他の納付金を現金又はクレジットカード、デビットカード、プリペイドカードによる決済で徴収することができる。学費は2回以上に分割して納付することができる。

←学費 2 回以上分割納付可

②学校は入学又は編入学する者に入学金を受け取ることができない。 <新設 2019.12.3>

←入学金徴収禁止（但し、大学院を除く）

③各学校は、学費を策定するために教職員（私立大学は学校法人が推薦する財団法人を含む）、学生、関連専門家等で構成される学費審議委員会を設置・運営しなければならない。この場合、学生委員は全体委員定数の 10 分の 3 以上、構成単位別委員は 10 分の 5 未満になるようにし、関連専門家委員を選任する際には学則の定めるところにより、学校を代表する側と学生を代表する側が協議しなければならない。

←（審議委新設 2021.9.15 / 委員定数上限及び専門家推薦改正 2020.10.20）

④学校は、「災害及び安全管理基本法」第 3 条第 1 号災害により学校施設の利用及び実験・実習が制限されたり、授業時数が減少するなど、学士運営が正常に行われなかった場合、学費を免除・減額することができる。 <新設 2020.10.20>

⑤学校は、特別な事情がなければ、学費審議委員会の審議結果を最大限反映しなければならない。

⑥第 3 項の学費審議委員会は、「教育関連機関の情報公開に関する特例法」第 6 条第 1 項第 8 号の 2 学費及び学生 1 人当たりの教育費算定根拠、都市労働者平均家計所得、第 7 条の 2 第 1 項年度別支援計画、学費依存率（大学教育費において学費が占める割合）等を考慮して、当該年度の学費を適正に算定しなければならない。

⑦第 4 項による学費の免除・減額規模は、学費審議委員会で論議しなければならない。

⑧学費審議委員会は、学費の算定のために必要な場合、大統領令で定めるところにより、学校の長に関連資料の提出を要請することができる。この場合、学校の長は、正当な理由がなければ、要請を受けた日から 7 日以内に関連資料を提出しなければならない。

⑨学費審議委員会は、会議の日時、場所、発言要旨及び決定事項等が記録された会議録を作成・保存し、大統領令で定めるところによりこれを公開しなければならない。ただし、個人のプライバシーを著しく侵害するおそれがあると認められる事項など、大統領令で定める事項については、委員定数の 3 分の 2 以上の議決により議事録の全部又は一部を公開しないことができる。 <新設 2011.9.15、2019.12.3、2020.10.20>

⑩各学校は、学費の引き上げ率が直前 3 年度平均消費者物価上昇率の 1.5 倍を超えてはならない。

⑪第 10 項の規定にもかかわらず、各学校が学費の引き上げ率を直前 3 年度平均消費者物価上昇率の 1.5 倍を超えて引き上げた場合は、教育部長官は当該学校に行政的・財政的制裁などの不利益を与えることができる。

⑫第 1 項の学費徴収、第 3 項の学費審議委員会設置・運営、第 10 項の学費引き上げ率の算定方法及び第 11 項の行政的・財政的制裁等の必要な事項は教育部令で定める。

II. 韓国の高等教育財政支援に関する法的根拠と限界

1. 各法律における教育財政への言及

■高等教育財政の法的根拠の不足¹⁾

- －かなり大きな高等教育の財政規模に比べて支援に対する法的根拠が不十分
- －義務条項よりは奨励条項であるため法的拘束力が弱い（第7条第1項、第25条、第43条第1項）
- －長官の高等教育支援拡大 10カ年基本計画策定の義務は課せられているが予算確保は不十分

<表1> 高等教育財政支援に関する法的根拠と限界

	法の条項	内容	限界
教育基本法	第7条 (教育財政) 第1項	国及び地方自治体は教育財政を安定的に確保するために必要な計画を策定・実施しなければならない。	・高等教育財政確保のための義務条項というよりは奨励性の任意条項の性格が強い
	第25条(私立学校の育成)	国及び地方自治体は私立学校を支援・育成しなければならない。私立学校の多様で特性ある設立目的が尊重されるようにしなければならない。	
私立学校法	第43条 (支援) 第1項	国又は地方自治体は教育の振興上必要だと認めるときには私立学校教育の支援のために大統領令又は当該地方自治体の条例が定めるところにより補助を申請した学校法人又は私学支援団体に対し補助金を交付したりその他の支援を行うことができる。	・高等教育財政確保のための義務条項であるよりは奨励性の任意条項の性格が強い
高等教育法	第7条 (教育財政) 第1項	国及び地方自治体は学校がその目的を達成するのに必要な財源を支援したり補助することができる。	
	第7条 (教育財政) 第3項	教育部長官は全体国家財政のうち高等教育支援比率拡大のための10カ年基本計画を策定し、これを反映して1年毎に高等教育支援計画を策定して国会所管常任委員会に報告しなければならない。	・定期的な計画策定及び推進が直接的に財政確保を保障しない
	第7条 (教育財政) 第4項	教育部長官は第3項による基本計画及び支援計画を策定するために必要な場合には関係中央行政機関の長又は地方自治体の長に関連資料の提出を要請することができる。この場合、資料の提出を要請された関係中央行政機関の長又は地方自治体の長は特別な事由がなければこれに従わなければならない。	・政府の財政支援現況を把握するための資料収集に一次的目的があるため財政確保と関連性が不十分
	第8条(実験実習費等の支給)	国は学術又は研究と教育研究を振興させるために実験実習費・研究助成費・奨学金支給等必要な措置を用意しなければならない。	・安定性と持続可能性を前提とした財政確保とは関連性が不十分

資料：ソ・ヨンイン他(2020) 教育財政総合診断及び大学 pp.141-142

2. 学資金中心の高等教育財政支援

■学費半額免除、入学金廃止、国家奨学金政策による教育の機会拡大²⁾

- －政府の学費半額免除政策は2012年から施行
- －国家奨学金政策の導入及び予算の大幅な拡大

¹⁾ ソ・ヨンイン他(2020) 教育財政総合診断及び大学 pp.141-142

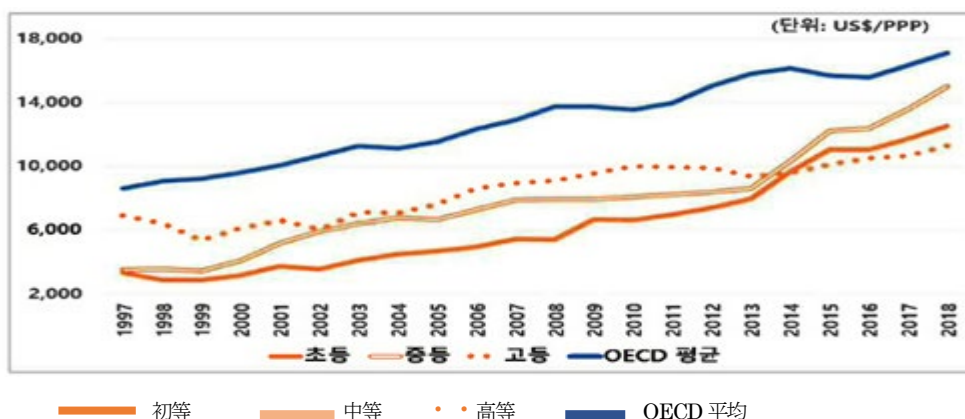
²⁾ ソ・ヨンイン他(2020) 教育財政総合診断及び大学 p.139

- 所得連動型学費半額化制度による低所得層への高等教育の機会拡大
- 国立大学の名目学費（經常価）は2011年対比2019年に3.7%引き下げ
私立大学の名目学費は2011年対比2019年に2.7%引き下げ、実質2011年対比12.0%引き下げ
- 学費半額免除の受給者2018年66万人、2021年68万人
- 国公立大学の入学金全面廃止（2018年）、私立大学281校入学金減縮

■政府予算のうち、高等教育予算比重の特徴的な変化³⁾

- 政府予算に占める高等教育予算は量的に拡大（2013年16.6%⇒2020年18.0%）
- 高等教育予算拡大の要因は学資金支援のため、実質的な支援予算は大きな変化なし
（学資金支援予算を除いて実質的な高等教育予算は2013-2019年間平均1.5%程度）
- 10年前の高等教育予算のうち学資金支援事業の占める割合は6%、2018年46.3%
- 国家奨学金を除けばGDPに占める高等教育予算、政府部署の高等教育財政支援事業はすべて減少
- 一人当たりGDP対比大学生一人当たり公教育費比率27.4%
- 政府負担比率10.4%で、OECD平均と比べて低い
- OECD平均と比べて学生一人当たりの公教育費は高等教育65.1%（小・中高校128.7%）

<図1> 学生一人当たり教育費推移比較



資料出所：イ・ヒスク（2022）「高等教育財政に関する新政府の課題」連合学術大会、p.7

- 高等教育における公教育費の政府对民間の相対的投資比率 43:62、OECD66:32 とは対照的
- GDP対比高等教育の公教育費比率の政府对民間負担比率 0.6:1.1、OECD1.0:0.3
- 評価：OECD諸国の平均と比べて、韓国は政府の高等教育財政投資が低い
各大学の改革事業による支援方式であるため、可変的な財政支援、不安的な大学運営

■国公立大学の会計収入は増加、運営支援費及び経常費の比率は減少

- 国公立大学の運営支援費は2011年50.9% ⇒ 2018年47.5%

³⁾ ソ・ヨンイン他（2021.1.27）高等教育財政現況と課題、第1次高等教育政策フォーラム、教育部・韓国教育開発院 pp.5-11

- 国公立大学の経常費（機関支援）は大幅減少（大学財政条件は悪化）
- 高等教育財政支援事業の予算のうち、国家奨学金は約30%を占める

- 私立大学の会計収入は増加、人件費比重50%以上、財政支援費減少
 - 国家奨学金を除いた機関の支援金額2011年87.7% ⇒ 2018年53.3%

3. 最近の高等教育財政問題と課題

- 「高等教育分野投資10ヵ年基本計画」（2010.11）に対する評価
 - 世界200位圏内大学の数（2014：4校→2020：6校）目標達成60%
 - 学生一人当たりの教育投資費（2007:8,920\$→2017:10,633\$）目標達成56.8%（OECD平均65.1%）
 - 私立大学の学費依存比率（2010:64.7%→2020:54.9）目標達成40%に達していない
（137%は2018年より学費依存率の分母が運営収入総額から資金収入総額に変更）
 - 政府全体の高等教育財政投資（2010:7.5%→2020:15.5%）目標達成91.7—98.1%
 - 政府予算対比高等教育の投資比重（2010:2.6%→2020:3.0%）目標達成83.3—88.2%

＜表2＞教育科学技術部「高等教育分野投資10ヵ年基本計画」に対する評価

（単位：校、USD/PPP、%、兆圓、%）

区分	2010年	2020年 目標 (A)	2020年 実際 (B)	達成度 (B/A★100)
世界200位圏内大学数 (The Times/THE)	4	10	6	60.0
学生一人当たり教育投資費	8,920 (2007)	18,716 (2017)	10,633 (2017)	56.8
私立大学の学費依存率	54.7	40以下	54.9	137.3
政府全体の高等教育財政投資	7.5	15.8~16.9	15.5	91.7~98.1
教科部／教育部	5.9	12.3~13.4	10.5	78.4~85.4
他部署	1.2	3.1	4.3	138.7
自治体	0.3	0.4	0.7	175.0
政府予算対比高等教育の投資比重	2.6	3.4~3.6	3.0	83.3~88.2
教科部／教育部	2.0	2.6~2.9	2.0	69.0~76.9
他部署	0.4	0.6	0.8	133.3
自治体	0.1	0.1	0.1	100.0

資料出所：イ・ヒスク（2022）高等教育財政に関する新政府の課題 連合学術大会、p.94

- 学齢人口減少に伴う地域大学の競争力弱化
 - 総人口減少、低出産増加、生産年齢人口・高齢人口の増加
 - 学齢人口（6-21歳）減少により大学入学志願者の減少→私立大学及び地方所在の国立大学の危機
 - 人口絶壁とDead Cross現象（出生児<死亡者）
 - 教員養成機関（師範大学、教育大学）入学定員の減少要求、小規模教育大学の統廃合論議
- ※国立済州大学+国立済州教育大学の統合（2008年）：統合前の論点（同窓会、学生反対）、統合後（キ

キャンパス)

ー教員数縮小に対する反対世論：教職団体より学級当たり学生数 20 人の法定化主張

ー進歩政府の教育基本法（2021 年）：第 4 条（教育の機会均等 等）③国は教育環境の改善に向けて学級当たり適正な学生数を定め、地方自治体とともにこれを実現するための計画を策定・実施しなければならない。

cf 第 4 条（教育の機会均等 等）①すべての国民は、性別、宗教、信念、社会的身分、経済的地位又は身体的条件等を理由として教育において差別を受けない。②国及び地方自治団体は、学習者が平等に教育を受けるように地域間の教員受給等教育要件の格差を最小限化するための施策を整備し、施行しなければならない。

Ⅲ. 最近の高等教育財政と関連した法律論議

1. 財政拡充のための法律論議：高等教育財政交付金及び高等教育財政基本計画の法制化

■高等教育財政交付金法案国会提出（ソ・ドンヨン委員案国会に係留中：2004年以降11件）

- －高等教育に対する公共部門の投資規模はGDP対比0.7%水準（OECD平均1.1%）
- －一個人に支給される国家奨学金を除くと約0.4%水準に過ぎない
- －高等教育の公共性拡大と大学の競争力強化のための国家的投資が絶対的不足
- －大学の財政運営は学費に過度に依存（保護者は世界最高水準の学費負担）
- －急激な学齢人口の減少により大学は教育財政の確保不可
- －急激な学齢人口の減少により地方大学の危機、首都圏と非首都圏との高等教育格差
- －4次産業革命時代の高級人材養成体制整備、家計の学費負担緩和等
- －ソ・ドンヨン委員の法案提出：安定的な高等教育財政確保と支援政策（2021.10.27）係留中
- －「高等教育財政交付金」を制定し、**GDP1.1%**を高等教育の予算として確保
（小・中等教育予算は「地方教育財政交付金法」を通じて毎年内国税の一定比率確保）
- －普通交付金と事業交付金で交付し、学生と保護者の学費負担緩和
普通交付金：人件費、経常経費、施設拡充費及び教育・研究発展費用
事業交付金：大学の多様化と特性化、地域の均衡ある発展、教育環境改善、高等教育の内実化事業

■高等教育法改正（高等教育財政基本計画策定義務化、2021.9.24）

- －高等教育財政支援政策のコントロールタワーを構築して効果的な支援を図る
- －政府部署別高等教育財政支援事業を教育部長官と事前に協議
- －首都圏所在の大学に地域の均衡発展のため入学選考比率の拡大を勧告
- －第7条の2新設（財政支援に関する計画及び協議調整）2022.3.1より施行

【高等教育法第7条の2（財政支援に関する計画及び協議・調整）】

①教育部長官は、高等教育の支援を拡大し、戦略的に財源を投資するために関係中央行政機関の長及び地方自治団体の長と協議し、5年毎に高等教育財政支援基本計画を策定し、これを反映して財政支援投資の方向と基準を含む年度別支援計画を策定して国務会議に報告した後、国会に提出しなければならない。

②財政支援基本計画には、次の各号の事項を含まなければならない。

1. 高等教育財政支援の長期投資目標及び方向
2. 高等教育環境の変化と大学の財政条件の見通し
3. 学校の役割と特性に基づく財政支援の配分方向
4. 主な推進課題と推進方法
5. 高等教育財政支援事業の成果分析及び成果管理計画
6. 国の均衡ある発展のための財政支援配分方向

2. 「地方大学及び地域均衡人材育成法」改正案論議：地方大学無償教育案（2020.8.18）

- －地域人材がソウルに集まる問題は韓国社会の学閥主義、地方衰退と消滅を加速化

- －地方大学及び地域均衡人材育成法を制定したが、地方大学の競争力強化には効果がない
- －したがって、特段の対策必要：地方大学の無償教育実施（国と地方自治体が学費負担）

地方大学育成法第16条（現行）	地方大学育成法第16条の2（新設）
第16条（国等の支援） ① 国及び地方自治体は、地方大学の教育・研究条件の改善のために教員及び教育用・研究用施設・設備の確保に必要な支援ができる。 ② 国及び地方自治体は、地方大学の学術又は学問研究と教育研究を振興させるために実験実習費・研究助成費・奨学金支援など必要な支援をすることができる。 ③ 国及び地方自治体は、地域人材の該当地域定着に必要な支援をすることができる。	第16条（国等の支援）左と同様 第16条の2（国公立地方大学学生の学費） 国・公立地方大学学生が納付する授業料とその他の納付金（以下、学費という）は、高等教育第11条にもかかわらず全額、国又は地方自治体が負担する。

注意：第16条の2の法案規定は2022年度入学生を選抜するときから適用する。

地方大学育成法第1条（目的）本法は地方大学及び地域均衡人材育成及び支援に関する事項を規定することにより地方大学の競争力強化及び地域間の均衡ある発展に貢献することを目的とする。

- －上記法案はパク・ワンジュ委員らが提案（2020.8.18）、現在所管委員会において審査中
- －大学教育の無償教育に所要される費用は2022年5,486億ウォン、2026年5,036億ウォン等5年間計2兆6,294億ウォン（年平均5,259億ウォン）と推計

※韓国国公立大学：56校のうち、首都圏（ソウル、仁川、京畿道）11校、地方45校

区分	大学
ソウル、仁川、京畿 (11)	ソウル科学技術大学、ソウル教育大学、ソウル大学、ソウル市立大学、韓国放送通信大学、韓国芸術総合学校、韓国体育大学、仁川大学、京仁教育大学、韓国福祉大学、韓慶大学
地方 (45)	江原 (4) 江原道大学、江陵原州大学、江原大学、春川教育大学
	忠清 (12) 忠南道立大学、忠北道立大学、公州教育大学、清州教育大学、忠南大学、忠北大学、韓国教員大学、韓国交通大学、韓国伝統文化大学、ハンバツ大学、韓国科学技術院
	全羅 (11) 全南道立大学、光州科学技術院、公州教育大学、郡山大学、木浦大学、木浦海洋大学、順天大学、全南大学、全北大学、全州教育大学、韓国農水産大学
	慶尚 (17) 慶北道立大学、慶南道立居昌大学、慶南道立南海大学、慶南科学技術大学、慶尚大学、慶北大学、金鳥工科大学、大邱慶北科学技術院、蔚山科学技術院、大邱教育大学、釜慶大学、釜山教育大学、釜山大学、安東大学、晋州教育大学、昌原大学、韓国海洋大学
済州 (1)	済州大学

3. 私立大学の財政難を解消するための「高等教育財政委員会」発足（2020.4.20）

- －教育部が私立大学の財政難解消のために私立大学協議体を構成
- －教育部と韓国私立大学の学長らで構成
- －委員長は私立大学の学長協議会会長
- －委員：韓国大学教育協議会事務局長、私立大学学長協議会事務次長、外部教授陣
- －過去に教育部に設置された私学発展委員会の後継組織（大学財政難解消のための大学と政府間協議機構）
- －機能：△大学財政状況 △高等教育予算拡充 △国家奨学金制度改善
△大学革新支援事業改善 △3周期構造改革の方向論議

IV. 韓国の高等教育負担軽減及び無償法制の課題

1. 父母依存中心／大学学費中心の高等教育費用⇒公共負担及び支援中心課題

- －大学学費に依存する国立、公立、私立大学は学齢人口減少による危機直面
- －韓国の大学学費はアメリカ、オーストラリア、日本に続き世界4位で負担が高い
 - 国・公立大学の学費は私立の50%前後
 - 私立大学の学費水準は世界1-2位(韓国の私立大学比重86%、アメリカ32%、オーストラリア8%)
- －高等教育の一人当たり教育費は小・中等教育より低い
- －名門大学に進学するための私教育の市場規模>公教育の市場規模
- －2021年高等学校の無償教育実施にもかかわらず、国民の体感度は低い

2. 大学進学率は大衆化を超えて普遍化段階⇒国家無償教育保障の課題

- －韓国高等教育進学率(2年生短期大学含む)2008年83.3%(2021年71.5%)
- －Trowによると、韓国高等教育は普遍化段階(エリート→大衆化→普遍化)
- －大学教育は一部学生の特権→学生の権利→国家の義務教育保障(教育福祉)段階
- －普遍化された高等教育の最大受益者は国家と地方自治団体→無償教育負担の責任
- －OECD教育指標(2019年)資料によると、加入国のうち、約3分の1が国公立大学の無償教育実施
北ヨーロッパ国家(デンマーク、フィンランド、ノルウェー、スウェーデン)、ギリシャ、スロバキア、スロベニア等
- －韓国は国公立大学の学費無償化の場合、私立大学(全体86%)との公平性論争へ
- －国及び地方自治体間の分担比率を法定化しない場合、両者間の負担紛争が懸念

3. 国家奨学金依存型高等教育費支援政策⇒高等教育財政交付金制定の課題

- －教育部の高等教育関連予算のうち、国家奨学金の比重は46.3%(2017年)
- －韓国の学生一人当たりが高等教育に支援される公教育費はOECD平均の3分の2水準
- －高等教育費に対する政府:民間(38:62)の支出割合は民間が2倍。OECD平均と反対(66:32)
- －政府負担を増やすために「高等教育財政交付金」制定が必要性

4. 学生体感型学資金支援のための教育部政策⇒卒業後の「青年負債」副作用解消が課題

- －韓国教育開発院の国民教育世論調査(2019年):高等教育の政府課題1位は(学費負担軽減33%)
- －2011年学生の「学費半額免除」運動⇒学費の引上げ率上限制(直前3年間の平均物価の1.5倍以内)
- －しかし、最近の物価の暴騰により、学費の引き上げは不可避
- －国家奨学金政策により支援は向上された。しかし、信頼度の低下問題発生
申請者は約70%。しかし、所得及び成績などを基準に約43%のみが学資金の支援対象(2018年)

大学に直接投資される費用ではないため、大学教育の質の改善と改革に貢献できない
—青年失業の長期化により学資金貸出で青年家計の負債増加、貸出債務の問題発生

【参考文献】

- 高鐫 (2019) 『日本教育法学』 ソウル：博英 Story
- 高鐫 (2014) 『日本教育改革論』 ソウル：博英 Story
- 高鐫 (2006) 「日本の義務教育費国庫負担制改革と示唆点」 教育法学研究 18(1)
- 徐栄仁 外 (2020) 「教育財政総合診断及び対策」 経済・人文社会研究会協同研究
- 徐栄仁 外 (2021.1.27) 「高等教育財政現況と課題」 韓国教育開発院
- 李喜淑 (2022.4.9) 「高等教育財政に関する新政府の課題」 韓国教育財政経済学会等連合学術大会
- 河奉韻 (2010) 「学校給食無償化論争の争点と課題」 教育政治学研究 17(3)
- 河奉韻 (2009) 「地方自治団体の教育経費補助の戦略的確保方案」 教育法学研究 21(1)
- 韓国教育部 (MOE) <https://www.moe.go.kr/>
- 韓国教育開発院 <https://www.kedi.re.kr/>
- 国家法令情報センター <https://www.law.go.kr/>

【付 録】

■大韓民国政府（2017年）「第5-6次国連児童権利条約国家報告書」

○教育関連勧告事項7：私教育費軽減及び公教育の正常化

－小中高校の学生一人当りの月平均私教育費（25.6千円）、私教育参加率67.8%-2016年

－2014年「公教育正常化促進及び先行教育規制に関する特別法」

大統領選挙攻略：先行学習禁止法→違憲論争（＝塾禁止）→先行教育規制法制定

■韓国青少年政策研究院「児童・青少年人権実態調査」結果発表（2121.4.19）

主な結果

- ① 児童・青少年は睡眠時間と余暇時間が不足、学業ストレスにより精神的健康に苦しんでいる
－平均の睡眠時間7.2時間、半分程度が（47.7%）睡眠不足を訴え、学業が原因の41.9%、過去1年間死にたいと思った27.0%、憂うつを感じた27.0%
- ② 児童・青少年の参加意思は高いが自治活動は不十分。参加を妨げる要因は児童・青少年を未成熟な存在として認識する社会の偏見と時間不足
－学生会の自律権保障程度は40-50%前後で低い。学生会代表が学校運営委員会において参加発言可能27.4%、児童・青少年が参加機構について聞いたことがない48.6%
- ③ 体罰は減少したが、まだ学校体罰は残存している。小学生の放任経験、青少年のアルバイトにかかわる不当処遇等に対する安全網が必要
－父母の体罰経験22.9%、教師の体罰経験4.0%、小学生が夜遅くまで放置された経験47.4%、青少年のアルバイト時に勤労契約書の未作成61.4%
- ④ 児童権利条約を批准して30年を迎える。第5-6次国連児童権利委員会の勧告を履行するために児童・青少年人権に関するモニタリング及び人権の伸張に向けて努力が必要
－一般履行措置、一般原則、市民的権利と自由、暴力及び虐待、家庭環境及び社会的養護、障害・基礎保健及び福祉、教育・余暇及び文化的活動、弱者集団の特別保護措置等児童・青少年の人権保障等の条約を履行するための体系的・持続的なモニタリングを通じて国連の勧告履行促進、児童政策調整委員会による評価、点検に関する仕組みが必要